

柏市土木工事共通仕様書 新旧対照表

| | 令和5年度版 | 平成30年度版 |
|-------------|---|--|
| | 第1編 共通編 | |
| 1-1-1 適用 | <p>21. 書面とは、…(中略)…発行年月日を記載し、記名(署名または押印を含む)したものを有効とする。</p> <p>22. 工事写真とは、…(中略)… なお、デジタル工事写真の黒板情報電子化を行う場合は「デジタル工事写真の黒板情報電子化について」(千葉県, 平成30年3月30日付技第661号)に基づき実施しなければならない。</p> <p>31. 段階確認とは、設計図書に示された施工段階において、監督職員が臨場等により、出来形、品質、規格、数値等を確認することをいう。</p> <p>32. 中間検査とは、柏市工事検査要領に基づき行うものをいい、請負代金の支払いを伴うものではない。</p> <p>33. 工事検査とは、…(以下略)</p> <p>34. 検査職員とは、…(以下略)</p> <p>35. 同等以上の品質とは、…(以下略)</p> <p>36. 工期とは、…(以下略)</p> <p>37. 工事開始日とは、…(以下略)</p> <p>38. 工事着手とは、…(以下略)</p> <p>39. 準備期間とは、工事開始日から本体工事、または仮設工事の着手までの期間をいう。</p> <p>40. 工事とは、…(以下略)</p> <p>41. 本体工事とは、…(以下略)</p> <p>42. 仮設工事とは、…(以下略)</p> <p>43. 工事区域とは、…(以下略)</p> <p>44. 現場とは、…(以下略)</p> <p>45. SIとは、…(以下略)</p> <p>46. 現場発生品とは、…(以下略)</p> <p>47. JIS規格とは、日本産業規格をいう。</p> | <p>21. 書面とは、…(中略)…発行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。</p> <p>22. 工事写真とは、…(以下略)</p> <p>31. 工事検査とは、…(以下略)</p> <p>32. 検査職員とは、…(以下略)</p> <p>33. 同等以上の品質とは、…(以下略)</p> <p>34. 工期とは、…(以下略)</p> <p>35. 工事開始日とは、…(以下略)</p> <p>36. 工事着手とは、…(以下略)</p> <p>37. 工事とは、…(以下略)</p> <p>38. 本体工事とは、…(以下略)</p> <p>39. 仮設工事とは、…(以下略)</p> <p>40. 工事区域とは、…(以下略)</p> <p>41. 現場とは、…(以下略)</p> <p>42. SIとは、…(以下略)</p> <p>43. 現場発生品とは、…(以下略)</p> <p>44. JIS規格とは、日本工業規格をいう。</p> |

| | 令和5年度版 | 平成30年度版 |
|-------------------------------|--|--|
| 1-1-3 設計図書の 照査等 | <p>1. 受注者からの要求があり、監督職員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図若しくは電子データを貸与することができる。ただし、共通仕様書、土木工事施工管理基準等市販・公開されているものについては、受注者が備えなければならない。</p> <p>2. …(中略)…また、受注者は、監督職員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。ただし、設計図書の照査範囲を超える資料の作成については、契約書第20条によるものとし、監督職員からの指示によるものとする。</p> | <p>1. 受注者からの要求があり、監督職員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図を貸与することができる。ただし、共通仕様書、土木工事施工管理基準等市販・公開されているものについては、受注者が備えなければならない。</p> <p>2. …(中略)…また、受注者は、監督職員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。</p> |
| 1-1-4 施工計画書 | <p>1. 受注者は、工事着手前又は施工方法が確定した時期に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に提出しなければならない。…(以下略)</p> <p>2. 受注者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合(工期や数量等の軽微な変更は除く)には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を監督職員に提出しなければならない。</p> | <p>1. 受注者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に提出しなければならない。…(以下略)</p> <p>2. 受注者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を監督職員に提出しなければならない。</p> <p>4. 監督職員は、柏市環境管理システム(KEMS)に掲げる省エネルギー行動に従い対応しなければならない。</p> |
| 1-1-5 コリンズ (CORINS)への登録 | <p>受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報システム(CORINS)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリンズから監督職員にメール送信し、作成し監督職員の確認を受けたうえ、…(中略)…また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、コリンズ登録時に監督職員にメール送信される。なお、変更時と工事完成時の間が10日間(土曜日、日曜日、祝日等を除く)に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。また、本工事の完成後において訂正または削除する場合においても同様に、コリンズから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。</p> | <p>受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報サービス(コリンズ)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督職員の確認を受けたうえ、…(中略)…また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督職員に提示しなければならない。なお、変更時と工事完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる</p> |

| | 令和5年度版 | 平成30年度版 |
|-----------------------|--|--|
| 1-1-7 工事用地等の使用 | 2. …(中略)…営繕用地(受注者の現場事務所、宿舎、駐車場)及び型枠または鉄筋作業場等専ら受注者が使用する用地並びに 発注者の負担により借地する範囲以外 の構造物掘削等に伴う借地等をいう。 | 2. …(中略)…営繕用地(受注者の現場事務所、宿舎、駐車場)及び型枠または鉄筋作業場等専ら受注者が使用する用地並びに構造物掘削等に伴う借地等をいう。 |
| 1-1-8 工事の着手 | 受注者は、特記仕様書に 工事に着手すべき期日について定めがある場合には、その期日までに 工事着手しなければならない。 | 受注者は、特記仕様書に定めのある場合を除き、 特別の事情がない限り、契約書に定める工事始期日以降30日以内に 工事に着手しなければならない。 |
| 1-1-9 工事の下請負 | (3)下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。なお、下請契約を締結するときは、 下請負に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める 下請契約を締結しなければならない。 | (3)下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。なお、下請契約を締結するときは、 適正な額の請負代金での下請契約のを締結に努めなければならない。 |
| 1-1-10 施工体制台帳 | 2. …(中略)…公衆が見やすい場所に掲げるとともに その写しを 監督職員に提出しなければならない。 3. 第1項の受注者は、監理技術者、 監理技術者補佐 、主任技術者(下請負者を含む)及び第1項の受注者の専門技術者(専任している場合のみ)に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名、及び社印の入った名札等を着用させなければならない。 名札は図1-1を標準とする。(監理技術者補佐は、建設業法第26条第3項ただし書きに規定する者をいう。) 4. 第1項の受注者は、…(以下略) | 2. 記載すべき内容 3. …(中略)…公衆が見やすい場所に掲げるとともに監督職員に提出しなければならない。 4. 第1項の受注者は、監理技術者、主任技術者(下請負者を含む)及び第1項の受注者の専門技術者(専任している場合のみ)に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名、及び社印の入った名札等を着用させなければならない。 5. 第1項の受注者は、…(以下略) |
| 1-1-12 調査・試験に対する協力 | 5. …(中略)…調査対象工事となった場合は、 以下に掲げる措置をとらなければならない。 (1)受注者は、監督職員の求めに応じて、 施工体制台帳を提出しなければならない。 また、書類の提出に際して、その内容について ヒアリングを求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。 (2)第1編1-1-4に基づく 施工計画書の提出に際して、その内容についてヒアリングを求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。 | 5. …(中略)…調査対象工事となった場合は、 発注者がヒアリングを求めた際に、これに応じなければならない。 |

| | 令和5年度版 | 平成30年度版 |
|-------------------------|---|--|
| 1-1-13 工事の一時 中止 | 3. …(中略)…中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督職員を通じて発注者に提出し、協議するものとする。…(以下略) | 3. …(中略)…中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督職員を通じて発注者に提出し、承諾を得るものとする。…(以下略) |
| 1-1-16 支給材料及 び貸与品 | 4. 契約書第16条第1項に規定する「引渡場所」は、設計図書または監督職員の指示によるものとする 5. …(中略)…なお、受注者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできないものとする。 | 4. 契約書第16条第1項に規定する「引渡場所」は、設計図書または監督職員の指示によるものとする。引渡場所からの積込み、荷下しを含む運搬に係る費用は受注者の負担とする。 5. …(中略)…なお、受注者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできないものとする。また、返還に要する費用は受注者の負担とする。 |
| 1-1-18 建設副産物 | 2. …(中略)…「建設リサイクル推進計画2020」(国土交通省)、…(以下略) 4. …(中略)…なお、各書類は、特記仕様書等により、「建設副産物情報交換システム(COBRIS)」を利用し適正に登録・作成しなければならない。 5. 受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)(以下、「法」という。)」に基づく…(以下略) | 2. …(中略)…「千葉県建設リサイクル推進計画2016」、…(以下略) 4. …(中略)…なお、各書類は、特記仕様書等により、別途システムを利用し適正に登録・作成しなければならない。 5. 受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づく…(以下略) |
| 1-1-20 工事完成検査 | 7. 受注者は、当該工事完成検査については、第3編1-1-3監督職員による確認及び立会等第3項の規定を準用する。 | 7. 受注者は、当該工事完成検査については、第3編1-1-5監督職員による確認及び立会等第3項の規定を準用する。 |
| 1-1-21 出来形検査等 | 5. 受注者は、当該出来形検査については、第3編1-1-3監督職員による確認及び立会等第3項の規定を準用する。 | 5. 受注者は、当該出来形検査については、第3編1-1-5監督職員による確認及び立会等第3項の規定を準用する。 |
| 1-1-23 施工管理 | 3. …(中略)…工事名、工期、発注者名、受注者名及び工事内容等を記載した標示板を設置し、…(中略)… なお、標示板の記載にあたっては、工事に関する情報をわかりやすく記載するものとする。また、記載内容については、工事内容に応じて、道路工事現場における標示施設等の設置基準について(昭和37年8月30日付け372号道路局長通達、最新改正平成18年3月31日付け道発国道利37号・国道国防第205号)、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について(平成18年3月31日付け国道利38号・国道国防第206号道路局路政課長、国道・防災課長通達)、河川工事等の工事看板の取扱いについて(令和2年2月21日付け国水環第115号・国水治第135号・国水保第103号・国水海第82号水管理・国土保全局、河川環境課長、治水課長、保全課長、海岸室長通達)によるものとする。 | 3. …(中略)…工事名、工期、発注者名及び受注者名を記載した標示板を設置し、…(以下略) |

| | 令和5年度版 | 平成30年度版 |
|--------------------|--|---|
| 1-1-23 施工管理 | <p>5. …(中略)…また、影響が生じるおそれがある場合、または影響が生じた場合には直ちに監督職員へ連絡し、…(以下略)</p> <p>6. 受注者は、工事の適正な実施に必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した工事の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者、技能労働者等育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間、その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。…(以下略)</p> <p>8. …(中略)…その記録及び関係書類を直ちに作成、保管し、工事完成検査時に監督職員へ提出しなければならない。…(以下略)</p> <p>9. 受注者は、工事施工途中で工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、または、公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。</p> | <p>5. …(中略)…また、影響が生じた場合には直ちに監督職員へ連絡し、…(以下略)</p> <p>6. 受注者は、作業員の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。…(以下略)</p> <p>8. …(中略)…その記録及び関係書類を直ちに作成、保管し、完成検査時まで監督職員へ提出しなければならない。…(以下略)</p> |
| 1-1-26 工事中の安全確保 | <p>1. 受注者は、土木工事安全施工技術指針(国土交通大臣官房技術審議官通達、令和4年2月)、…(以下略)</p> <p>2. 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱(国土交通省 告示第469号、令和元年9月2日)を遵守して災害の防止を図らなければならない。</p> <p>3. 受注者は、…(以下略)</p> <p>4. 受注者は、土木工事に使用する建設機械の選定、使用等について、設計図書により建設機械が指定されている場合には、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、より条件に合った機械がある場合には、監督職員の承諾を得て、それを使用することができる。</p> <p>5. 受注者は、…(以下略)</p> <p>6. 受注者は、架空線等上空施設の位置及び占用者を把握するため、工事現場、土取り場、建設発生土受入地、資材等置き場等、工事に係る全ての架空線等上空施設の現場調査(場所、種類、高さ等)を行い、その調査結果について、支障物件の有無に関わらず、監督職員へ報告しなければならない。</p> <p>7. 受注者は、…(以下略)</p> | <p>1. 受注者は、土木工事安全施工技術指針(国土交通大臣官房技術審議官通達、平成29年3月31日)、…(以下略)</p> <p>2. 受注者は、…(以下略)</p> <p>3. 受注者は、…(以下略)</p> <p>4. 受注者は、…(以下略)</p> |

| | 令和5年度版 | 平成30年度版 |
|--------------------|---|---|
| 1-1-26 工事中の安全確保 | <p>8. 受注者は、…(以下略)</p> <p>9. 受注者は、…(以下略)</p> <p>10. 受注者は、…(以下略)</p> <p>11. …(中略)…定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。なお、作業員全員の参加が困難な場合は、複数回に分けて実施する事も出来る。…(以下略)</p> <p>12. 受注者は、…(以下略)</p> <p>13. 受注者は、…(以下略)</p> <p>14. 受注者は、…(以下略)</p> <p>15. 受注者は、…(以下略)</p> <p>16. 監督職員が、労働安全衛生法(令和元年6月改正法律第37号)…(以下略)</p> <p>17. 受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法(令和元年6月改正法律第37号)…(以下略)</p> <p>18. 災害発生時においては、…(以下略)</p> <p>19. 受注者は、…(以下略)</p> <p>20. 受注者は施工中、…(以下略)</p> <p>21. 受注者は、…(以下略)</p> <p>22. 受注者は、…(以下略)</p> | <p>5. 受注者は、…(以下略)</p> <p>6. 受注者は、…(以下略)</p> <p>7. 受注者は、…(以下略)</p> <p>8. …(中略)…定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。…(以下略)</p> <p>9. 受注者は、…(以下略)</p> <p>10. 受注者は、…(以下略)</p> <p>11. 受注者は、…(以下略)</p> <p>12. 受注者は、…(以下略)</p> <p>13. 監督職員が、労働安全衛生法(平成27年5月改正法律第17号)…(以下略)</p> <p>14. 受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法(平成27年5月改正法律第17号)…(以下略)</p> <p>15. 災害発生時においては、…(以下略)</p> <p>16. 受注者は、…(以下略)</p> <p>17. 受注者は施工中、…(以下略)</p> <p>18. 受注者は、…(以下略)</p> <p>19. 受注者は、…(以下略)</p> |
| 1-1-30 環境対策 | <p>4. 受注者は、水中に工事用資材等が落下しないよう措置を講じるものとする。また、工事の廃材、残材等を水中に投棄してはならない。落下物が生じた場合は、受注者は自らの負担で撤去し、処理しなければならない。</p> <p>5. 受注者は、工事の施工にあたり表1-1に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成29年5月改正法律第41号)」に基づく…(中略)…もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(最終改訂平成28年8月30日付国総環リ第6号)」</p> <p>6. 受注者は、…(以下略)</p> <p>7. …(中略)…指定された建設機械を使用しなければならない。</p> | <p>4. 受注者は、工事の施工にあたり建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成27年6月改正法律第50号)」に基づく…(中略)…もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(最終改訂平成23年7月13日付国総環リ第1号)」</p> <p>5. 受注者は、…(以下略)</p> <p>6. …(中略)…指定された建設機械を使用しなければならない。</p> |

| | 令和5年度版 | 平成30年度版 |
|------------------|--|---|
| 1-1-30 環境対策 | <p>8. 受注者は、…(中略)…「国等による環境物品等の調達に関する法律(令和3年5月改正 法律第66号。「グリーン購入法」という。)」第10条の規定により定めた柏市グリーン購入調達方針に掲げる対象物品の使用を推進するものとする。</p> <p>9. 受注者は、…(以下略)</p> | <p>7. 受注者は、…(中略)…「国等による環境物品等の調達に関する法律(平成27年9月改正法律第66号。「グリーン購入法」という。)」第10条の規定により定めた柏市環境管理システム(KEMS)に掲げる具体的な省エネルギー行動に定める対象物品の使用を推進するものとする。</p> <p>8. 受注者は、…(以下略)</p> |
| 1-1-32 交通安全管理 | <p>2. 受注者は、指定された工事用道路の使用開始前に当該道路の維持管理、補修及び使用方法等を施工計画書に記載しなければならない。この場合において、受注者は、関係機関に所要の手続をとるものとし、発注者が特に指示する場合を除き、標識の設置その他の必要な措置を行わなければならない。</p> <p>3. 受注者は、…(以下略)</p> <p>4. 受注者は、…(以下略)</p> <p>5. …(中略)…道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(令和3年6月改正内閣府・国土交通省令第2号)、…(以下略)</p> <p>6. 発注者が工事用道路…(以下略)</p> <p>7. 受注者は、…(以下略)</p> <p>8. 受注者は、設計図書において指定された工事用道路を使用する場合は、設計図書の定めに従い、工事用道路の維持管理及び補修を行うものとする。</p> <p>9. 公衆の交通が…(以下略)</p> <p>10. 受注者は、…(以下略)</p> <p>11. 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令(平成31年3月改正政令第41号)第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令(令和3年9月改正政令第172号)第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法(令和元年6月改正法律第37号)第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。</p> <p>表1-2 一般的制限値 3.8m(ただし、指定道路については4.1m)</p> | <p>2. 受注者は、…(以下略)</p> <p>3. 受注者は、…(以下略)</p> <p>4. …(中略)…道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(平成28年7月15日改正内閣府・国土交通省令第2号)、…(以下略)</p> <p>5. 発注者が工事用道路…(以下略)</p> <p>6. 受注者は、…(以下略)</p> <p>7. 公衆の交通が…(以下略)</p> <p>8. 受注者は、…(以下略)</p> <p>9. 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令(平成26年5月28日改正政令第187号)第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令(平成28年7月15日改正政令第258号)第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法(平成27年9月改正法律第76号)第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。</p> <p>一般的制限値 3.8m</p> |

| | 令和5年度版 | 平成30年度版 |
|------------------|--|--|
| 1-1-32 交通安全管理 | <p>ここでいう車両とは、人が乗車し、または貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、…(以下略)</p> <p>12. ダンプトラックの過積載…(以下略)</p> | <p>ここでいう車両とは、人が乗車し、貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、…(以下略)</p> <p>10. ダンプトラックの過積載…(以下略)</p> |
| 1-1-34 諸法令の遵守 | <p>(1) 会計法 (令和元年5月改正法律第16号)</p> <p>(2) 建設業法 (令和3年5月改正法律第48号)</p> <p>(4) 労働基準法 (令和2年7月改正法律第14号)</p> <p>(5) 労働安全衛生法 (令和元年6月改正法律第37号)</p> <p>(6) 作業環境測定法 (令和元年6月改正法律第37号)</p> <p>(7) じん肺法 (平成30年7月改正法律第71号)</p> <p>(8) 雇用保険法 (令和3年6月改正法律第58号)</p> <p>(9) 労働者災害補償保険法 (令和2年6月改正法律第40号)</p> <p>(10) 健康保険法 (令和3年6月改正法律第66号)</p> <p>(11) 中小企業退職金共済法 (令和2年6月改正法律第40号)</p> <p>(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律 (令和2年3月改正法律第14号)</p> <p>(13) 出入国管理及び難民認定法 (令和3年6月改正法律第69号)</p> <p>(14) 道路法 (令和2年6月改正法律第49号)</p> <p>(15) 道路交通法 (令和2年6月改正法律第52号)</p> <p>(16) 道路運送法 (令和2年6月改正法律第36号)</p> <p>(17) 道路運送車両法 (令和3年5月改正法律第37号)</p> | <p>(平成18年6月改正法律第53号)</p> <p>(平成26年6月改正法律第69号)</p> <p>(平成27年5月改正法律第31号)</p> <p>(平成27年5改正法律第17号)</p> <p>(平成26年6月改正法律第82号)</p> <p>(平成26年6月改正法律第82号)</p> <p>(平成28年6月改正法律第63号)</p> <p>(平成27年5月改正法律第17号)</p> <p>(平成28年11月改正法律第84号)</p> <p>(平成28年6月改正法律第664号)</p> <p>(平成28年5月改正法律第47号)</p> <p>(平成28年11月改正法律第89号)</p> <p>(平成28年3月改正法律第19号)</p> <p>(平成27年9月改正法律第76号)</p> <p>(平成26年6月改正法律第69号)</p> <p>(平成28年11月改正法律第86号)</p> |

| | 令和5年度版 | 平成30年度版 |
|-------------------------------|--|-------------------|
| 1-1-34 諸法令の遵守 | (19)地すべり等防止法 (平成29年6月改正法律第45号) | (平成26年6月改正法律第69号) |
| | (20)河川法 (令和3年5月改正法律第31号) | (平成27年5月改正法律第22号) |
| | (21)海岸法 (平成30年12月改正法律第95号) | (平成26年6月改正法律第69号) |
| | (22)港湾法 (令和2年6月改正法律第49号) | (平成28年5月改正法律第45号) |
| | (24)漁港漁場整備法 (平成30年12月改正法律第95号) | (平成26年6月改正法律第69号) |
| | (25)下水道法 (令和3年7月改正法律第31号) | (平成27年5月改正法律第22号) |
| | (26)航空法 (令和3年6月改正法律第65号) | (平成28年5月改正法律第51号) |
| | (28)軌道法 (令和2年6月改正法律第41号) | (平成18年3月改正法律第19号) |
| | (29)森林法 (令和2年6月改正法律第41号) | (平成28年5月改正法律第47号) |
| | (30)環境基本法 (令和3年5月改正法律第41号) | (平成26年5月改正法律第46号) |
| | (31)火薬類取締法 (令和元年6月改正法律第37号) | (平成27年6月改正法律第50号) |
| | (32)大気汚染防止法 (令和2年6月改正法律第39号) | (平成27年6月改正法律第41号) |
| | (34)水質汚濁防止法 (平成29年6月改正法律第45号) | (平成28年5月改正法律第47号) |
| | (37)廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (令和元年6月改正法律第37号) | (平成27年7月改正法律第58号) |
| | (38)文化財保護法 (令和3年4月改正法律第22号) | (平成26年6月改正法律第69号) |
| (40)電気事業法 (令和2年6月改正法律第49号) | (平成28年6月改正法律第59号) | |
| (41)消防法 (令和3年5月改正法律第36号) | (平成27年9月改正法律第66号) | |
| (42)測量法 (令和元年6月改正法律第37号) | (平成23年6月改正法律第61号) | |
| (43)建築基準法 (令和3年5月改正法律第44号) | (平成28年6月改正法律第72号) | |

| | 令和5年度版 | 平成30年度版 |
|---------------------------------|--|---------------------|
| 1-1-34 諸法令の遵守 | (44)都市公園法 (平成29年5月改正法律第26号) | (平成26年6月改正法律第69号) |
| | (46)土壤汚染対策法 (平成29年6月改正法律第45号) | (平成26年6月改正法律第51号) |
| | (47)駐車場法 (平成29年5月改正法律第26号) | (平成23年12月改正法律第122号) |
| | (48)海上交通安全法 (令和3年6月改正法律第53号) | (平成23年12月改正法律第122号) |
| | (50)海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 (令和3年5月改正法律第43号) | (平成26年6月改正法律第73号) |
| | (51)船員法 (令和3年6月改正法律第75号) | (平成26年6月改正法律第69号) |
| | (52)船舶職員及び小型船舶操縦者法 (平成30年6月改正法律第59号) | (平成26年6月改正法律第69号) |
| | (53)船舶安全法 (令和3年5月改正法律第43号) | (平成26年6月改正法律第69号) |
| | (54)自然環境保全法 (平成31年4月改正法律第20号) | (平成26年6月改正法律第69号) |
| | (55)自然公園法 (令和3年5月改正法律第29号) | (平成26年6月改正法律第69号) |
| | (56)公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (令和3年5月改正法律第37号) | (平成27年9月改正法律第66号) |
| | (57)国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (令和3年5月改正法律第36号) | (平成27年9月改正法律第66号) |
| | (58)河川法施行法抄 | (58)河川法施行法 |
| | (59)技術士法 (令和元年6月改正法律第37号) | (平成26年6月改正法律第69号) |
| | (60)漁業法 (令和3年5月改正法律第47号) | (平成28年5月改正法律第51号) |
| | (61)空港法 (令和元年6月改正法律第37号) | (平成25年6月改正法律第76号) |
| (63)厚生年金保険法 (令和3年6月改正法律第66号) | (平成28年11月改正法律第84号) | |
| (64)航路標識法 (令和3年3月改正法律第53号) | (平成28年5月改正法律第42号) | |

| | 令和5年度版 | 平成30年度版 |
|--|---|--------------------|
| 1-1-34 諸法令の遵守 | (67)職業安定法 (令和元年6月改正法律第37号) | (平成28年5改正法律第47号) |
| | (68)所得税法 (令和3年5月改正法律第37号) | (平成28年11月改正法律第89号) |
| | (69)水産資源保護法 (平成30年12月改正法律第95号) | (平成27年9月改正法律第70号) |
| | (70)船員保険法 (令和3年6月改正法律第66号) | (平成28年11月改正法律第87号) |
| | (71)著作権法 (令和3年6月改正法律第52号) | (平成28年5月改正法律第51号) |
| | (72)電波法 (令和3年3月改正法律第19号) | (平成27年5月改正法律第26号) |
| | (73)土砂等を運搬する大型自動車による 交通事故の防止等に関する特別措置法 (令和2年6月改正法律第42号) | (平成27年6月改正法律第40号) |
| | (74)労働保険の保険料の徴収等に関する 法律 (令和3年6月改正法律第58号) | (平成28年3月改正法律第17号) |
| | (75)農薬取締法 (平成30年6月改正法律第53号) | (平成26年6改正法律第69号) |
| | (76)毒物及び劇物取締法 (平成30年6月改正法律第66号) | (平成27年6月改正法律第50号) |
| | (77)特定特殊自動車排出ガスの規制等 に関する法律 (平成29年5月改正法律第41号) | (平成27年6月改正法律第50号) |
| | (78)公共工事の品質確保の促進に関する 法律 (令和元年6月改正法律第35号) | (平成26年6月改正法律第35号) |
| | (79)警備業法 (令和元年6月改正法律第37号) | (平成23年6月改正法律第61号) |
| | (80)行政機関の保有する個人情報 の保護に関する法律 (令和3年5月改正法律第37号) | (平成26年6月改正法律第69号) |
| (81)高齢者、障害者等の移動等の円滑化 の促進に関する法律 (平成30年6月改正法律第67号) | (平成26年6月改正法律第69号) | |

| | 令和5年度版 | 平成30年度版 |
|-----------------------------|--|---|
| 1-1-36 施工時期及び施工時間の変更 | 2. 受注者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日または夜間に、作業を行うにあたっては、事前にその理由を監督職員に連絡しなければならない。ただし、現道上の工事については書面により提出しなければならない。 | 2. 受注者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日または夜間に、 現道上の工事または監督職員が把握していない作業 を行うにあたっては、事前に理由を付した書面によって監督職員に提出しなければならない。 |
| 1-1-37 工事測量 | 3. 受注者は、 丁張、その他工事施工の基準となる仮設標識を、設置しなければならない。 4. 受注者は、…(以下略) 5. 受注者は、…(以下略) 6. 水準測量及び水深測量は、…(以下略) | 3. 受注者は、…(以下略) 4. 受注者は、…(以下略) 5. 水準測量及び水深測量は、…(以下略) |
| 1-1-39 特許権等 | 3. 発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法(令和3年6月改正法律第52号第2条第1項第1号)…(以下略) | 3. 発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法(平成28年5月27日改正法律第51号第2条第1項第1号)…(以下略) |
| 1-1-40 保険の付保及び事故の補償 | 3. 受注者は、 法定外の労災保険に付さなければならない。 4. 受注者は、…(以下略) | 3. 受注者は、…(以下略) |
| 1-1-42 公共工事等における新技術活用の促進 | 受注者は、新技術情報提供システム(NETIS)等を活用することにより、使用することが 有用 と思われる新技術等が明らかになった場合は、監督職員に報告するものとする | 受注者は、新技術情報提供システム(NETIS)等を活用することにより、使用することが 有効 と思われる新技術等が明らかになった場合は、監督職員に報告するものとする |
| 1-1-43 ワンデーレスポンス | (1)原則として土木工事共通仕様書を適用する全ての工事において実施するものとする。 (2)「ワンデーレスポンス」とは受注者からの質問、協議への回答は、基本的に、「その日のうち(24時間以内)」に回答するよう対応することである。 ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者に確認の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることとする。 | |
| 第3編 土木工事共通編 | | |
| | | 1-1-1 用語の定義 |
| 1-1-1 工程表 | 1-1-1 工程表 | 1-1-2 工程表 |
| 1-1-2 現場技術員 | 1-1-2 現場技術員 | 1-1-3 工事監督支援業務の担当技術者 |
| | | 1-1-4 支給材料及び貸与品 |

| | 令和5年度版 | 平成30年度版 |
|-------------------------|--|--|
| 1-1-3 監督職員による確認及び立会等 | 1-1-3 監督職員による確認及び立会等 表1-1 段階確認一覧表 鉄査据え付け完了時 | 1-1-5 監督職員による確認及び立会等 表1-1 段階確認一覧表 鉄査据え付け完了時 |
| 1-1-4 数量の算出 | 1-1-4 数量の算出 2. 受注者は、…(中略)…工事完成時まで に監督職員に提出しなければならない。 | 1-1-6 数量の算出 2. 受注者は、…(中略)…工事完成時まで に提出しなければならない。 |
| 1-1-5 品質証明 | 1-1-5 品質証明 | 1-1-7 品質証明 |
| 1-1-6 工事完成図書 の納品 | 1-1-6 工事完成図書の納品 受注者は、工事目的物の供用開始後の維持管理、後工事や復旧工事施工に必要な情報など、施設を供用する限り施設管理者が保有すべき資料をとりまとめた以下の書類を工事完成図書として納品しなければならない。…(以下略) | 1-1-8 工事完成図書の納品 受注者は、工事完成図書として以下の書類を提出しなければならない。…(以下略) |
| 1-1-7 中間検査 | 1-1-7 中間検査 5. 受注者は、当該検査については、第3編1-1-3 監督職員による確認及び立会等第3項の規定を準用する。 | 1-1-9 中間検査 5. 受注者は、当該検査については、第3編1-1-5 監督職員による確認及び立会等第3項の規定を準用する。 |
| 1-1-8 施工管理 | 1-1-8 施工管理 2. 受注者は、工事に使用した建設資材の品質記録について建設材料の品質記録保存業務実施要領(案)(国土交通省大臣官房技術調査課建設システム管理企画室長通達, 平成30年3月28日)…(以下略) | 1-1-10 施工管理 2. 受注者は、工事に使用した建設資材の品質記録について建設材料の品質記録保存業務実施要領(案)(建設大臣官房技術調査室長通達, 昭和60年9月24)…(以下略) |
| | | 1-1-11 工事中の安全確保 |
| | | 1-1-12 交通安全管理 |
| | | 1-1-13 工事測量 |
| 1-1-9 提出書類 | 1-1-9 提出書類 | 1-1-14 提出書類 |
| 1-1-10 創意工夫 | 1-1-10 創意工夫 受注者は、自ら立案実施した創意工夫や地域社会への貢献として、特に評価できる項目について、工事完成時までに所定の様式により、監督職員に提出することができる。 | 1-1-15 創意工夫 受注者は、自ら立案実施した創意工夫や地域社会への貢献として評価できる項目について、工事完成時までに監督職員の指示する所定の様式により、監督職員に提出することができる。 |